

事務連絡  
令和2年5月1日

各 { 都道府県  
政令指定都市  
中核市 } 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した  
放課後等デイサービスに係るQ&Aについて(4月28日版)の一部修正について

令和2年4月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて(4月28日版)」について、記載に下記のとおり誤りがありましたので、修正版をお送りいたします。管内市町村にも周知をお願いいたします。

### 記

| 正  | 誤  |
|--|--|
| A15. 児童 指導員等配置加算、児童指導員等加配加算（Ⅰ、Ⅱ）、 <u>看護職員加配加算</u> 、福祉専門職員配置等加算が該当します。                        | A15. 児童 指導員等配置加算、児童指導員等加配加算（Ⅰ、Ⅱ）、福祉専門職員配置等加算が該当します。  |
| Q15-3. 栄養士配置加算、特別支援加算、強度行動障害児支援加算及び延長支援加算については、（略）   | Q15-3. <u>看護職員加配加算</u> 、栄養士配置加算、特別支援加算、強度行動障害児支援加算及び延長支援加算については、（略）  |
| A15-3. 栄養士配置加算、特別支援加算及び強度行動障害児支援加算については、従前から当該加算の算定を行っていた児童に限り、 <u>理学療法士</u> 等の算定要件となる職員が（略） | A15-3. <u>看護職員加配加算</u> 、栄養士配置加算、特別支援加算及び強度行動障害児支援加算については、従前から当該加算の算定を行っていた児童に限り、 <u>看護職員</u> 等の算定要件となる職員が（略） |

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
TEL：03-5253-1111（内線3037，3102）  
FAX：03-3591-8914  
E-mail：[shougaijishien@mhlw.go.jp](mailto:shougaijishien@mhlw.go.jp)